

令和 7 年度事業計画

定款第 3 条及び第 4 条の規定に基づき次の事業を行う

I 保険診療の円滑化に対する協力を行い、県民全体の保健、福祉の向上を目的とする事業

1. 三者協定（九州厚生局長、佐賀県知事、当会会長）に基づく受領委任制度の推進
2. 佐賀県柔道整復師審査委員会及び、佐賀県国民健康保険団体連合会審査委員会の業務への参加
3. 各施術療養費支給申請書に関する内部審査及び相談・助言への対応・審査及び指導
4. 保険講習会の開催
5. 講師派遣を行う
6. 県民相談事業（接骨・整骨院なんでも相談窓口設置）

II 柔道整復学及び柔道整復術の普及啓発並びに柔道整復師の資質向上により、柔道整復師の施術を受ける県民の健康保持に寄与することを目的とする事業

柔道整復師の医学的研究に関する事業（研修事業）

- （1）学術研修会（年 2 回）における柔道整復術の普及啓発事業
- （2）日本柔道整復接骨医学会及び公益社団法人日本柔道整復師会九州学術大会へ論文提出及び参加支援
- （3）柔道整復師の施術管理者研修に関する事業

III. 広報・普及啓発活動により、多くの人々の健康増進を目的とする事業

- （1）公益日整が行う柔道整復術の国際普及活動への協力
- （2）県民公開講座の開催
- （3）県内行事における柔道整復術の普及啓発事業

IV. 県民の健康保持及び青少年の育成を目的とする事業

1. 県民の健康の維持保持を目的とする事業
 - （1）災害時における応急救護活動
 - （2）スポーツ大会等への救護員の派遣
 - （3）機能訓練指導員認定講習会への参加
2. 柔道を通しての健康保持及び青少年の健全育成等を目的とする事業
 - （1）柔道大会の開催（日整全国少年柔道大会佐賀県予選会）
 - （2）柔道大会への審判員及び選手の派遣
 - （3）合同練習の開催
3. 佐賀県警防犯事業への協力

佐賀県警本部が行う「かけこみ 1 1 0 番」「振り込め詐欺の声掛け」「防犯サポートネットワーク、防災・安全・安心メールへの情報提供」「防犯対策広め隊の会員としての地域住民への意識啓発活動」への協力

V. その他の事業

1. 当会の活動等の案内及び広報を目的する事業

- (1) ホームページの運営（各公益事業の案内及び活動紹介）
- (2) 広報誌「柔整佐賀」は、都合によりデータ保存のみ行い暫く休刊とする。

2. 会員の福祉増進及び相互扶助に関する事業

- (1) 九州ブロック会親睦ゴルフ大会へ参加する。
- (2) 会員への表彰
- (3) 柔道整復師賠償責任保険、生命保険等の団体加入（希望者加入）及び全国国民年金基金の事業運営に協力